

令和三年第一回大阪広域水道企業団議会
二月定例会会議録

令和三年二月十六日（火曜日）午後一時開議

○出席議員

一	伊豆丸	精二
二	小堀	清次
三	吉川	敏文
四	友永	修
五	坂口	福美
六	川西	二郎
七	池淵	佐知子
八	貫野	幸治郎
九	前園	隆博
十	西尾	博道
十一	坂本	尚之
十二	草尾	勝司
十三	池添	義春
十四	宮本	哲
十五	植松	栄次
十六	大束	真司
十七	神田	隆生
十八	山下	亜緯子
十九	福田	英彦
二十	嶋野	浩一朗
二十一	中原	健氏
二十二	古谷	公俊
二十三	島	弘一
二十四	井上	健太郎
二十五	畑中	謙
二十六	永谷	幸弘

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

企業	永藤	英機
副企業	吉田	景司
理事兼経営管理部長	上田	伊宏
技術長兼事業管理部長	中田	耕介
経営戦略担当部長	中塚	肇
経営管理部副理事兼経営企画課長	松本	竜三
経営管理部危機管理課長	松村	博幸
経営管理部広域連携課長	田村	武志
経営管理部総務課長	小島	謙一
経営管理部会計課長	岡先	雅史
事業管理部副理事兼技術管理課長	向井	隆裕
事業管理部工務課長	堤	重徳
監査委員	塩尻	明夫
経営管理部総務課参事兼監査委員事務局長	濱田	雄司

○職務のため出席した者

議事局	濱田	雄司
議事局	廣永	龍治
議事局	晴間	幸一
議事局	石田	治仁
議事局	上野	萌

○議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 諸般の報告

（当選議員の報告・紹介）

（定期監査結果の報告及び工事監査結果の報告、例月現金出納検査結果の報告）

（説明者の通知）

- 第四 当選議員の議席の指定
- 第五 議員提出第一号議案 大阪広域水道企業団議会

会議規則一部改正の件

- 第六 企業団運営方針説明

（永藤企業長説明）

- 第七 第一号議案 大阪広域水道企業団水道企業条例

等一部改正の件

- 第二号議案 大阪広域水道企業団水道事業給水

条例一部改正の件

- 第三号議案 令和二年度大阪広域水道企業団水

道事業会計補正予算の件

- 第四号議案 令和二年度大阪広域水道企業団工

業用水道事業会計補正予算の件

- 第五号議案 令和三年度大阪広域水道企業団水

道事業会計予算の件

- 第六号議案 令和三年度大阪広域水道企業団工

業用水道事業会計予算の件

- 第八 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

○畑中議長 ただいまより令和三年二月定例会を開会いたします。

○畑中議長 開議に先立ちまして、福島県沖で発生しました地震により被災されました皆様並びにその家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

○畑中議長 本日の会議を開きます。

○畑中議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、西田いく子議員及び井上浩一議員を指名いたします。

○畑中議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。
本定例会の会期は、本日より一日としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑中議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○畑中議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○畑中議長 まず、当選議員の報告の件であります。
令和二年十二月一日付で中原健氏議員が、同じく古谷公俊議員が、同じく西田いく子議員がそれぞれ当選されましたので、御報告いたします。

この際、当選議員を御紹介いたします。中原健氏議

員でございます。

古谷公俊議員でございます。

西田いく子議員でございます。

以上で御紹介は終わりました。

○畑中議長 監査委員の定期監査結果の報告並びに工事監査結果の報告及び例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○畑中議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○畑中議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○畑中議長 日程第五、議員提出第一号議案「大阪広域水道企業団議会会議規則一部改正の件」を議題といたします。

議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。
お諮りします。

議案は、提出者の説明を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑中議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

質疑は、通告がありませんので、質疑なしと認めます。
討論は、通告がありませんので、討論なしと認め

ます。

これより議員提出第一号議案「大阪広域水道企業団議会会議規則一部改正の件」を採決いたします。
お諮りします。

議員提出第一号議案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑中議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出第一号議案は原案のとおり可決されました。

○畑中議長 この際、議事の都合により暫時休憩いたします。議員の皆様には、着席のまままでお待ちください。
(午後一時三分休憩)

(午後一時五分再開)

○畑中議長 議事を続行いたします。

○畑中議長 日程第六、企業団運営方針説明を議題といたします。

企業長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○畑中議長 永藤英機企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 大阪広域水道企業団企業長の永藤です。

本日は、令和三年第一回企業団議会二月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

当企業団の来年度の運営方針を御説明いたします。
当企業団では、令和二年度を初年度とする経営戦略二〇二〇―二〇二九に基づいて、将来にわたって持続可能な事業経営が実現できるよう着実に取り組んで

ます。
本日は、来年度、特に重点的に取り組む施策について御説明いたします。

まずは、災害に強く、安全で良質な水を持続して供給できる施設の整備についてです。

水道用水供給事業については、村野浄水場西系施設などにおいて、水需要の減少を踏まえながら、老朽化した浄水施設の耐震化、更新を進めるとともに、管路の二重化を図る阪南岬送水管の整備など、送水施設の強化に努めます。

市町村域水道事業については、施設の最適配置と効率的な運用を行うため、田尻浄水場を廃止し、泉南水道事業の中央配水場への統廃合を進めるなど、統合時に定めた計画の着実な実施に努めます。

また、料金をスマートフォンで支払うことができるモバイル決済を導入し、お客様サービスの向上に努めてまいります。

工業用水道事業では、浄水場の機能を一元化するため大庭浄水場の更新を行うほか、配水管路の更新などを引き続き実施をします。

次に、水道事業の広域化の推進についてです。

これまで企業団との統合に向けて検討、協議を進めていきました藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町につきまして、この四月から企業団が水道事業を担います。確実に引き継ぎ、効率的な事業運営を行い、住民の皆様方にこれまで以上のサービスが提供できるよう努めてまいります。

また、最短で令和六年度の統合に向けて、統合後の施設の最適配置等について、十団体との検討協議を継続するほか、大阪府が進める府域一水道に向けた水道のあり方協議会に引き続き参画するなど、企業団が中心的な役割を果たしながら、府域一水道を目指す取組を進めます。

議員の皆様には、一層の御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

あわせて、本日の定例会には、条例案二件、補正予算案二件、当初予算案二件の議案を提出しておりますので、御審議をお願いいたします。

どうぞよろしく申し上げます。

○畑中議長 以上で、企業長の説明は終わりました。

○畑中議長 日程第七、議案第一号から議案第六号まで、「大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件」外五件を一括議題といたします。

議案は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

お諮りいたします。

議案の説明は、お手元に配付の説明書をもってこれに代えることとし、提出者の説明を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑中議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○畑中議長 この際、日程第七、議案第一号から第六号まで、「大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件」外五件及び日程第八、一般質問を一括議題といたします。

これより上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を行います。

通告がありますので、順次指名いたします。

○畑中議長 まず一番目に、一問一答方式により、島弘一議員を指名いたします。

なお、島議員は、質問者席での発言を許可いたします。

○島議員 四條畷市より選出されております島弘一でございます。本日は、二点質問させていただきます。

一点目は、人事異動についてであります。

大阪広域水道企業団に参画する市町村水道が、新年度には全体の約三分の一になります。大阪府営水道以来、工業用水道事業と水道用水供給事業に特化した経営で、行政水道や工業系事業者との取引しかしていなかったのですが、企業団として府域一水道を目指す、市町村水道と事業統合を進め、新事業としての給水事業に取り組み、規模を拡大しております。

しかし、企業団本部には、市町村の住民と直接対話をした経験者が不足していると考えております。市町村水道事業を担うには、水道事業の全貌を理解し、知見を深める必要があると考えています。

そこで、例えば、複数の課長級職員はもとより、本部や浄水場、事業所に在籍する職員を水道センタースタッフに異動させ、一定年数、私は大別して業務、工務、浄水、総務の基本四課について、一つの課に二年から五年程度は必要と考えますが、地域行政に近いところで研修を兼ねて経験を積ませるといったことが必要であると考えています。

そこで質問ですが、企業団の人事異動のルール、考え方はどのようになっており、現に何名のプロパー職員が人事異動により市町村水道の現場である水道センタースタッフに配置されているのか、また、所長の配置状況はどうなっているのか。

私は、企業団において今後ますます市町村域水道事業の規模が大きくなっていく中であって、市町村水道を経験することを重視した人事異動がしっかりと根付くことで、私が以前から申し上げている末端給水統括部、いわゆる末端給水事業を専門に所管する部門を設置する際に配置する幹部養成、職員の育成にもつながると考えていますが、所見をお伺いいたします。

○畑中議長 これより答弁を求めます。

○畑中議長 小島総務課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 人事異動についての質問にお答えいたします。

まず、企業団の人事異動のルール、考え方についてですが、企業団では、幅広い視野と専門領域を併せ持ったプロフェッショナルの育成、また、限られた人員で効率的に業務を遂行するため、組織パフォーマンスを最大限発揮できる適材適所の人員配置を行うという基本的な考え方にに基づき、課長級以上は二年から三年、主査級は三年、技師級は四年を原則に、様々な分野に異動するよう努めております。

次に、水道センターにおける職員の配置状況でございます。令和二年度当初の時点で九ございます水道センターの職員数八十五名に対しまして、二十五名、約三割が身分移管職員ではなく人事異動により水道センターに配置した企業団職員でございます。また、九の水道センターのうち、現在、八の水道センターで、従来より企業団に在籍する職員を所長として配置しております。一方、身分移管してきた職員につきましても、市町村での経験を企業団で生かすべく、人事異動により水道用水供給事業に配置しているところがございます。

最後に、市町村において水道事業を経験させるといふ観点からの人事異動についてでございます。冒頭お答え申し上げた基本的な考え方に基づいて人事異動を重ねてまいりますこと、幹部職員を含め、より一層エンドユーザーの立場に立った事業運営が企業団においてできるよう、今後とも適切に職員の配置を行ってまいります。

以上でございます。

○畑中議長 島議員。

○島議員 企業団も、末端給水に熟知した人材を育成していくことの必要性は認識しており、そのための人事異動を行っていくという意識もお持ちのようだし、現

に九のセンターのうち八センターは企業団プロパーとすることであります。しかし、そのことが、センターに不慣れな所長が、当初数年間は意見のそごにつながつていると考えます。

本来、市町村水道から身分移管してきた職員が所長であれば、末端給水のことも熟知しており心配ないのですが、これまで用水供給、工業用水の経験しかない企業団のプロパー職員が市町村水道の所長職を務めるのは苦勞もあり大変だし、気の毒であります。しかしながら、このようにして市町村水道を経験した彼らのような職員を増やしていくことが、企業団が各水道センターにおいて確実に給水業務を実施するためには必要不可欠であります。

各センターでは、総務部門で特に入札関係は市役所の総務が一括で行うところもありまして、契約関係の統一性がなく弱いとも考えます。これらの統一性を担保する意味からも、契約に長けた本部職員を配置することが必要と考えておりますが、これは要望としてお考えください。

末端給水のことをしっかりと理解し支える人材の育成を引き続き進めてもらうよう要望し、次の質問に移ります。

次は、災害等の発生における飲料水の確保についてであります。

人が生命を維持するのに必要な飲料水の量は、一日一人三リットルと言われております。災害時において、水道事業を統合した市町村域の住民に対して飲料水を何日分どのように確保して、また分配するのかがお伺いいたします。

○畑中議長 松村危機管理課長。

(松村博幸経営管理部危機管理課長登壇)

○松村経営管理部危機管理課長 お答えいたします。

企業団では、大規模な震災が発生した際の応急給水といたしまして、一日一人当たり、地震発生後の三日間は生命を維持するために三リットルの水を、次の四日から七日は簡単な炊事等を行うために三から二十リットルの水を、次の八日から十四日は三日に一回の風呂洗濯、トイレのために二十から百リットルの水を、そして次の十五日から二十八日は震災前とほぼ同水準の百から二百五十リットルの水の供給を目標としております。

応急給水の方法としましては、配水池や浄水池の貯留水や送水管路内の水を、給水車やあんしん給水栓を活用し住民の皆様へ供給することとしており、また市町村や企業団が保有している災害用備蓄水の配布も行うこととしております。

さらに、被害が広範囲にわたる場合などは、日本水道協会や他の事業体との相互応援協定に基づき、応援団体と連携した応急給水活動を進めることとしております。

なお、現在、水道用水供給事業では、災害発生時においても六百万人に対し、最低限の生活を維持できる一日一人当たり百リットルの水量を供給できる施設を有しており、令和十一年度末には最低限の社会経済活動を維持できる水量を供給できる施設を整備する計画でございます。

また、企業団では、災害時に備え、各御家庭や職場において三日間分の飲料水を備蓄していただきますよう御協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○畑中議長 島議員。

○島議員 今の答弁では、企業団の応急給水の努力目標

であり、災害の規模によって対応できないこともあると考えております。また、六百万人に対して最低限の生活を維持できる水量を供給できる施設を有しているとのことだが、これも稼働できるのか未知数であります。これらのことを踏まえ、災害時の対応についてしっかりと検討を進めていただくことを要望いたします。統合した市町村には山間部もあります。停電時にはその地域に供給するための配水池へ送水することができなくなりますが、企業団としてどのような対応を考えておられるのでしょうか。

○畑中議長 松村危機管理課長。

(松村博幸経営管理部危機管理課長登壇)

○松村経営管理部危機管理課長 停電時の対応についてお答えいたします。

配水池の送水が停止した場合には、非常用自家発電設備などのバックアップ電源や、ほかの配水池からの連絡管を活用することにより給水を継続することとしております。

しかしながら、こうした施設等がなく給水区域で断水するおそれがある場合は、給水車や災害用給水袋を使った応急給水を行うこととしております。

以上でございます。

○畑中議長 島議員。

○島議員 山間部においては、災害時の応急給水は困難と考えております。今の答弁の対応だけではなくて、非常時の水源確保や、膜ろ過による非常用浄水化プラントなどの検討も進めるように強く要望いたします。災害に備え、市町村行政や地域の民間事業者と緊急時の協定は締結しているのでしょうか、お伺いいたします。

○畑中議長 松村危機管理課長。

(松村博幸経営管理部危機管理課長登壇)

○松村経営管理部危機管理課長 お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、日本水道協会などと相互応援協定を締結しているほか、水道センターが統合前に締結していた近隣の水道事業体との相互応援協定や、地域の民間事業者との応急復旧作業や資機材の供給に関する協定についても、統合後も引き続き締結しています。

また、統合元の市町村との連携については、市町村の防災会議等へ参加するなどにより、災害時の対策に関する情報の共有を行うこととしており、今後も災害時において住民への水道水を確保するために、これら給水体制の充実に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○畑中議長 島議員。

○島議員 市町村の水道事業は、水道管の破損や交替制勤務などで他の災害応援ができないという理由で、行政の防災会議に不参加の場合もあります。現実には、給水応援等で応援依頼を求める必要性もあります。行政とは、防災の協力連携を取る必要を強く感じております。これらのことから、統合元の市町村とのより一層の連携を進め、災害時に備えるよう要望して、次の質問に移ります。

災害時における飲料水の確保については分かりました。一方で、災害時に備えて施設の耐震化を進めることも重要であります。企業団でも取組を進めていると思いますが、住民の皆様は飲料水を届けるためには、水道用水供給事業だけでなく、末端給水事業の耐震化も進めていかなければ、施設全体としての耐震化にならないと思います。

そこで、まず、水道用水供給事業の施設の耐震化を今後どのように進めていく計画となっているのかお伺

いたします。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたします。

昨年度策定いたしました経営戦略二〇二〇―二〇二九では、持続・安全・強靱の観点から七つの施策の方向性を示しており、その一つである「災害に強く、安全で良質な水を持続して供給できる施設の整備」について、整備方針及び取組を示しております。

その中で、水道用水供給事業の施設の耐震化につきましては、従来から計画的に整備を進めている水管橋、浄水池などの耐震化工事や連絡管などの整備、さらには村野浄水場西系浄水施設の更新、耐震化に加え、新たに第四次及び第五次拡張事業で整備しました管路の更新、耐震化に本格的に着手することとしております。これらの事業を推進することにより、浄水施設の耐震化率は、平成三十年度の三二%が、令和十一年度には五二%に、配水池の耐震化率は三〇%が四八%に、管路の耐震管率は四四%が五一%になります。

以上でございます。

○畑中議長 島議員。

○島議員 水道用水供給事業の耐震化の計画については分かりました。

次に、末端の水道事業の施設の耐震化を今後どのように進めていく計画となっているのかお伺いいたします。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたし

ます。

企業団と統合いたしました九つの水道事業の施設整備につきましても、水道事業の統合に当たって策定した事業計画に基づいて実施することとしています。

施設の耐震化につきましては、広域化のメリットを生かした施設の最適配置、ダウンサイジングを図っていく中で耐震化を進めてまいります。

一例を挙げますと、次年度の主要事業であります南水道事業の中央配水場の更新では、施設の最適配置として、田尻水道事業の配水池を廃止し、中央配水場に共同配水池を整備しますが、これにより、安定的かつ効率的な送配水を確保するとともに、配水池の耐震化を図ることとなります。

また、管路の更新、耐震化につきましては、震災時においても可能な限り給水が継続できるように、基幹管路や重要給水施設への供給ルート、更新基準年数を超えた管路の更新、耐震化について、各水道事業の状況などに応じて、優先順位をつけつつ、計画的に推進することとしております。

これらの事業を推進することにより、九水道事業全体での浄水施設の耐震化率は、平成三十年度の三九%が、令和十一年度には五一%に、配水池の耐震化率は三六%が四七%に、管路の耐震管率は一四%が二〇%になります。

お客様に水道水を供給するためには、水道用水供給事業と水道事業のいずれもが重要な事業であると考えられておりますので、各水道事業の状況を踏まえつつ、引き続き耐震化の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○畑中議長 島議員。

○島議員 水道施設の耐震化率も大いに大切と考えております。しかし、不耐震部分でただ漏れでは何の意味

もないと考えます。用水供給管路、送水管路部分は全ての耐震化が早期に必要であります。配水管部分では、配水池を含む管路以降がどれだけ耐震化できているかが重要であると考えています。

十年前に大震災のあった東北の被災地でも、完全耐震で復旧したにもかかわらず、一昨日の六強の余震で新たな漏水をしております。自然災害に対して完璧というものは存在しません。

先ほどの耐震化と震災後の飲料水の確保で、管路や配水池に残る水を使えると水量計算をされていますが、バルブ操作や震災の揺さぶりで多数の水は濁り、捨てることになると思われまます。過信をせずに、各市の市民、六百万人分の飲料水の確保をお願いいたします。

私からの質問はこれで終わらせていただきます。

○畑中議長 島弘一議員の質問が終わりました。

○畑中議長 次に、一問一答方式により、神田隆生議員を指名いたします。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 箕面市の神田隆生です。

私は、二点について一般質問を行います。

一点目は、耐震化、老朽化の改善についてです。

平成三十年(二〇一八年)六月十八日午前八時頃に大阪北部で発生した大阪北部地震では、水道用水では昭和三十八年(一九六三年)布設の五十八年が経過した四北北部幹線の水道管が破損して、箕面市を含む北大阪九市町が断水などの影響を受けました。枚方水管橋も破損しています。お隣の吹田市でも、昭和四十年(一九六五年)布設の五十六年が経過した四北蓮間幹線の水道管も破損しました。工業用水では、昭和四十年(一九六六年)、昭和四十二年(一九六七年)布設の正雀幹線や、昭和四十二年(一九六七年)布設の豊中幹線も被災しています。四北や、古い管路などが

被害を受けています。高度経済成長期に水道整備の多くが進められ、管路や水道施設の老朽化対策と一体の耐震化は喫緊の課題であると考えます。管路や施設の老朽化、耐震化の改善についての考え方、そして水道管、浄水場、受水場、配水池等の老朽化、耐震化対策について伺います。御答弁ください。

○畑中議長 これより答弁を求めます。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたします。

企業団では、施設の耐震化と老朽化対策に計画的に取り組んでいくため、昨年度策定いたしました経営戦略におきまして、施設の整備方針、取組を示してございます。

まず、水道用水供給事業では、令和十一年度末までに、最低限の社会経済活動を維持できる水量として、震災時に日量百万立方メートルの送水を可能とする施設を確保することを目的に、取水・浄水施設をダウンサイジングしつつ、段階的に更新する計画としております。

管路につきましては、企業団では、更新対象となる管路が非常に多いことから、老朽度、耐震性及び重要度などから優先順位を定め、事業の平準化を図りつつ、計画的に更新することとしております。

このため、現在供用中の管路のうち、将来にわたり供用する管路について、八十年間で整備、更新することを目指し、令和十一年度末までに約四十キロメートルの管路を整備、更新する計画としております。

次に、水道事業におきましては、企業団と市町村との水道事業統合に当たり策定しました統合案の方針に

基づき実施することとしております。施設の更新に当たっては、ダウンサイジングを考慮するとともに、施設の最適配置を行い、更新基準年数を基本とした適切な期間で更新し、耐震化を図ることとしております。

最後に、工業用水事業では、三島浄水場の機能を大庭浄水場に一元化し、工業用水事業の効率化を図るとともに、基幹浄水場となる大庭浄水場におきまして、需要に応じた規模で段階的に施設の更新、耐震化を実施いたします。

いずれの事業におきましても、施設、管路につきましてはアセットマネジメントの考え方に基づく適切な更新期間を考慮し、優先度の高いものから順次計画的に更新、耐震化を進めてまいります。

以上でございます。

○畑中議長 神田議員。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 管路については、老朽度、耐震性、重要度などから優先順位を定め、事業の平準化を図り、計画的に更新するというお答えでした。

それでは、大阪北部地震で被害のあった四拡管路の更新についてはどのように計画されているのでしょうか、御答弁ください。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたします。

先ほどお答えいたしました経営戦略におきまして、大阪府北部の地震で被害のあった第四次拡張事業で整備いたしました管路などの更新を進めることとしております。

具体的には、令和十一年度までに、北大阪地域への

四拡管路などについて、村野浄水場から天野川の約三キロメートルの管路整備を行うとともに、淀川左岸から、高槻市にあります郡家ポンプ場の約九キロメートルの工事に着手いたします。

以上でございます。

○畑中議長 神田議員。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 大阪北部地震で被害の大きかった北大阪地域における、箕面市にある小野原ポンプ場などの二〇二一年度(令和三年度)の主要事業などについて御答弁ください。

○畑中議長 堤工務課長。

(堤重徳事業管理部工務課長登壇)

○堤事業管理部工務課長 令和三年度における北大阪地域での主要事業としまして、庭窪・万博系統連絡管の布設、小野原ポンプ場の耐震補強などを予定しております。

庭窪・万博系統連絡管は、口径千二百ミリメートル、総延長六・三キロメートルの送水管で、施工に当たってはシールド工法により淀川を横断するものでございます。本事業が完成しますと、万博公園浄水施設の事故時などにおけるバックアップとして、庭窪浄水場から日量約十立方メートルの送水が可能となります。本事業は、総事業費約百億円で、平成二十七年年度から事業を開始し、令和四年度に完成の予定です。

なお、令和二年度末の進捗率は約八〇%の見込みでございます。

次に、小野原ポンプ場は、村野浄水場から千里浄水池へ送水する中継ポンプ場であり、貯水容量約四千五百立方メートルの池が四池ございますが、耐震性がないため、これらの耐震補強工事を行うものでございます。

令和三年度の工事は、その一工事として二池分の耐震補強を行います。事業費は約二億円で、令和二年一月に契約を締結し、令和四年度に完成の予定です。

なお、令和二年度末の進捗率は約七%の見込みでございます。

以上です。

○畑中議長 神田議員。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 二点目は、丹生ダム建設事業割賦負担金について質問します。

第一に、丹生ダム建設事業割賦負担金の内容について伺います。

二〇〇三年(平成十五年)十二月十日の新聞では、「五ダムを中止含め見直し、淀川流域意見書、利水事業低下を受け」との見出しの記事で、丹生ダム堤防補強などの検討と書かれています。この五ダムの中には、箕面市の余野川ダムや、着工へ動き出すと報道されている大戸川ダムも含まれています。余野川ダム建設は中止され、事業費の精算後、箕面市が支出した負担金の一部が返還されました。二〇一一年度(令和三年度)予算の二十七ページの予算実施計画では、水道用水供給事業費用の営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費約十七億円の一部分として、丹生ダム建設事業割賦負担金利息が計上され、また二十八ページの資本的支出の建設改良費に丹生ダム建設事業割賦負担金として約四億円が計上されています。

丹生ダムも既に建設が中止されていると記憶していますが、この丹生ダム建設事業割賦負担金の内容について質問いたします。御答弁ください。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたします。

丹生ダムは、滋賀県長浜市余呉町の淀川水系高時川に計画されていたダムでございまして、企業団の前身である大阪府の水道部時代に、将来の水需要に対応した水源を確保するため、ダム建設事業に参画していましたが、水需要の下方修正に伴い、平成十七年度に利水撤退を表明しております。

その後、平成二十八年度に丹生ダム建設事業自体の中止が決定されております。

企業団では、現在、利水撤退を表明した平成十七年度までの事業費に係る負担額約百二十三億円を独立行政法人水資源機構に対しまして順次償還を行っているところでございまして、令和三年度当初予算には償還金の元金三億八千三百九十八万円と利息五千九百九十八万六千円を計上しております。

なお、最終償還は令和十七年度となります。

以上でございます。

○畑中議長 神田議員。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 ダム建設が中止になっているのに、なぜ令和十七年(二〇三五年)度まで負担金を払い続ける必要があるのでしょうか、御答弁ください。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたします。

丹生ダム建設事業は、事業主体であります水資源機構が、国の財政融資資金などから調達した資金で立て替えて事業を進め、事業完了後に利水者が負担することとなっております。

そのため、平成十七年度までの事業について一旦精算した上で、機構が調達した資金の元利償還金について、企業団が二十五年間の割賦払いにより償還しているものでございます。

以上でございます。

○畑中議長 神田議員。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 丹生ダム建設事業に関わる費用については、これ以外にないのでしょうか、御答弁ください。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたします。

平成十八年度以降の事業費とダム建設事業の中止に伴い追加的に必要となる費用に係ります負担金約十一億円を、平成二十九年度に一括概算払いをしております。事業完了後に最終精算することとなっております。

以上でございます。

○畑中議長 神田議員。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 丹生ダム建設事業負担金については分かりました。

次に、ダム建設事業負担金に関わって、五ダムの一つ、大戸川ダムについて伺います。

先日、二月十二日の朝日新聞夕刊では、「近畿地整は、頻発する豪雨災害などに備えるため、昨年七月、ダム建設を含めた今後の事業案を、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、兵庫の六府県に提示。これまでの淀川水系の整備事業も含めて、大戸川ダムがなければ、大阪府で九兆円、京都府で二兆円の経済被害がそれぞれ生

じるとする想定を示していた。ダムの事業費は、約一千八十億円。国が七割を負担し、大阪、京都、滋賀の三府県が三割を負担する」と報道されています。その記事の中で、元国交省幹部の宮本博司さんの、大戸川ダムで下がる淀川の水位は僅か。さらに強い雨が降れば、堤防を越える。堤防強化や避難経路の確保などの対策に力を注ぐべきだという意見も書かれています。

新聞報道によれば、大戸川ダム建設工事が再開された場合、大阪府としての負担があるということですが、大阪広域水道企業団にはどのような影響があるのでしょうか。利水に関わってのダム建設負担金などの新たな負担などはないのでしょうか、御答弁ください。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたします。

滋賀県大津市の淀川水系大戸川ダムにつきましても、大阪府水道部時代に事業に参画しておりましたが、平成十七年度に撤退を表明し、建設事業費につきましては既に精算を完了しており、今後の負担はございません。

一方、建設事業費とは別に、ダム建設により環境が著しく変化する地域の生活環境などを整備する水源地域整備事業に対する利水者負担金がございますが、撤退までの負担金は支払済みであるものの、建設事業費の場合とは異なり、利水撤退に伴う負担金の取扱いルールは定まっております。

今後、治水目的でダム本体工事が再開され、水源地域整備事業の凍結が解除された場合は、新たに国が定める撤退ルールなどにより、関係者間、滋賀県、京都府、大阪府、企業団でございますが、協議を行うこと

となると考えられますが、企業団としましては既に利水撤退していることから、新たな負担は生じないと認識しており、適切に対応してまいります。

○畑中議長 神田議員。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 平成十七年度(二〇〇五年度)に撤退し、建設事業費も精算完了済みということですので、新たな負担のないようにしっかりと対応をしていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○畑中議長 神田隆生議員の質問が終わりました。

○畑中議長 次に、一括方式により、福田英彦議員を指名いたします。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 門真市選出の福田でございます。

通告に従い質疑を行います。

まず、第三号議案の令和二年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件であります。その中に、活性炭の入札談合に対する損害賠償請求に係る特別利益の計上が行われておりますが、この問題は、令和元年十一月二十二日に公正取引委員会が、近畿地区の地方公共団体が発注した活性炭の購入に関し入札談合を行った事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことを受け、大阪広域水道企業団として活性炭購入に係る契約に関与した十二業者に対し、昨年十一月二十七日付で遅延損害金も含めた総額十億七千五百五十六万三千七百六十六円を請求し、同額を収益的収支及び支出に計上したというものです。

さきの議員全員協議会の説明では、これまでに請求に応じて納付した事業者はないということですが、収入の見込みがないにもかかわらず、なぜ補正予算に計

上したのか答弁を求めるとともに、以下の点について答弁を求めます。

まず一点目に、入札の概要についてです。そもそもこの問題は、結果として事業者の談合を許したことから起こっていると考えます。発注した粒状活性炭の仕様、採用した入札制度、談合防止策について答弁を求めます。

二点目は、公正取引委員会が認定した違反行為についてです。公正取引委員会は、独占禁止法第三条、不当な取引制限の禁止の規定に反する行為を行っていたと認定し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったわけですが、違反行為の概要について答弁を求めます。

次に、当該事業者への対応の現状と今後の考えについてです。一昨年十一月の公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令、昨年十一月の本企業団の損害賠償に対する事業者の対応及びこれまでの事業者の対応を受けた今後の事業者への対応の考えについて答弁を求めます。

次に、入札制度の改善をはじめとした大阪広域水道企業団としての談合防止策についてです。入札談合については、その防止策を講じることが大変重要だと考えます。これまでも談合防止策を講じていたものの、公正取引委員会が認定した談合が行われていたとするならば、それを教訓に新たな談合防止策を講じる必要があると考えます。その際に、職員への事業者からの不当な働きかけについても防止することも重要です。併せて今後の談合防止策について答弁を求めます。

○畑中議長 これより答弁を求めます。

○畑中議長 岡先会計課長。

(岡先雅史経営管理部会計課長登壇)

○岡先経営管理部会計課長 お答えいたします。

まず、補正予算への計上についてですが、損害賠償

請求を行うには収入調定を行う必要があるため、約十億七千六百万円を特別利益で計上したものです。また、損害賠償金を今年度内に全額回収できるか不明であることから、会計上の影響がないよう、引当金として同額を計上しました。

次に、粒状活性炭の仕様については、公益社団法人日本水道協会の規格を参考に決めており、代表的な指標として、活性炭の吸着能力を評価するヨウ素吸着量、洗浄時の微粉化を評価する硬度、不純物の量を評価する強熱残分など、二十三項目を設定しています。

採用した入札制度については、電子入札システムを使用し、一般競争入札により実施しました。

談合防止策については、国の公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に示されている入札談合の防止に向けた取組に関して、電子入札システムの導入、一般競争入札の適切な活用、請負者の賠償金支払義務を契約時に併せて特約すること等を行っております。

次に、公正取引委員会が認定した違反行為についてですが、排除措置命令書等によると、違反事業者の十一社は、遅くとも平成二十五年三月二十二日以降、特定粒状活性炭について、各社の利益を確保するため、供給予定者を決定し、それ以外の者は、供給予定者が供給できるように協力した等とされています。このことは、公共の利益に反して特定粒状活性炭の取引分野における競争を実質的に制限していたとされています。次に、事業者への対応と今後の考えについてですが、排除措置命令等が出された後、令和二年一月に、入札参加停止要綱に基づき、入札参加資格者名簿に登録のある者に対して参加停止措置を行いました。また、令和二年十一月二十七日、活性炭の入札談合に関与した窓口業者を含む十二社に対して、企業団が不法行為に

より受けた損害額及びその遅延損害金を請求しました。納期限の同年十二月十七日までに支払いがなかったため、令和三年一月六日に督促を行いました。督促の納期限後の一月十八日を過ぎても現在まで支払いがないため、債権の管理に関する条例第八条第三号に基づき、訴訟手続を検討しています。

なお、入札参加資格の要件として、企業団との契約において談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者は入札参加することができないと定めており、対象十二社はこの間、一般競争入札に参加することはできません。

最後に、今後の談合防止策についてですが、活性炭の入札談合や他の団体での公共工事等の入札に対する重大な不正行為が発生していたことから、令和二年四月に入札参加停止要綱の一部を改正し、独占禁止法違反行為が認定された場合等の入札参加停止措置期間を最大三年にしました。今後も談合防止のため、入札制度については適宜見直しを検討し、適切に運用していきます。

不当な働きかけ防止については、綱紀保持基本指針の徹底はもとより、本年度も他団体で不当な働きかけがあったことが明らかになったため、改めて入札情報等の管理の徹底を周知するなどし、情報漏洩の防止に努めています。また、大阪府警察官OBを職員として採用し、不当要求対策や不祥事防止のための研修の実施等、不当な要求があった際の相談体制に万全を期しております。

以上でございます。

○畑中議長 福田議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 入札談合問題については、これまで談合防止策が一定講じられ、改善も図られています。職員

への不当な働きかけを防止するということでは、管理すべき情報を極力なくす方向での改善が必要です。そのことを求めたいと思います。

次に、第五号議案、令和三年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症に関する令和三年度の取組についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、昨日時点で全国で四十一万八千人余り、大阪では昨年一月二十九日に初めて感染が確認されて以降、四万六千人余りとなっております。二度目の緊急事態宣言発出後、感染拡大の勢いは弱まったものの、医療の逼迫状況は依然予断を許さない状況となっております。

本企业団においても、これまでに職員で五人、受託事業者の従業員においても感染が確認されています。安全安心な水を安定して供給することが求められている本企业団において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策をはじめとする取組は大変重要となっております。

そこで、一点目には、令和二年度の対策と事業推進への影響について伺います。

新型コロナウイルス感染症対策の概要については、全国上下水道コンサルタント協会の協会誌にその概要が紹介されていますが、本企业団における新型コロナウイルス感染症に関する現状と対策、事業推進への影響について答弁を求めます。

二点目には、令和三年度の具体的取組の考えについてです。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない現状において、新年度においても、今年度の現状と教訓を踏まえた対策の推進が求められます。

そこで、令和三年度の新型コロナウイルス感染症対

策等について、事業所等での対策、今年度の決算見通しを踏まえた水道用水供給料金の追加の軽減措置、様々な影響を考慮した事業推進、事業継続計画等に基づく対策の推進の考えについて答弁を求めます。

○畑中議長 小島総務課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 本企业団における新型コロナウイルス感染症対策に関する御質問にお答えいたします。

本企业団では、国内で感染事例が増え始めていたことを受けまして、令和二年一月二十八日に大阪広域水道企業団新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、この感染症に係る情報収集を行い、一般的な感染症防止対策を徹底してまいりました。その後、緊急事態宣言の発令をはじめ、国、大阪府の要請等を踏まえつつ、職員の出張の抑制、テレビ会議等の活用、時差通勤、在宅勤務などの感染リスクの低減に係る取組を継続し、現在に至っております。

また、職員が感染した場合には、在籍する所属に現地対策本部を設け、府民や関係機関への情報提供並びに職員の体調等のフォローアップなど、企業団全体で感染の拡大防止に取り組んでおります。

万一、一つの所属で多数の職員が感染した場合においては、人員の配置換えなどにより対応することとするなど、事業を継続していくための体制も整えております。

引き続き、次年度に向けましても職員一人一人にライフライン事業に従事する者としての意識と自覚を持った行動を促すとともに、事業所をはじめ各職場における対策を継続、徹底してまいります。

以上でございます。

○畑中議長 向井副理事兼技術管理課長。

(向井隆裕事業管理部副理事兼技術管理課長登壇)

○向井事業管理部副理事兼技術管理課長 私からは、新型コロナウイルス感染症による事業推進への影響と、令和三年度の取組についてお答えいたします。

水道、電気、ガス、公共交通、通信等の公益的業務につきましても、緊急事態宣言の発令中においても事業の継続が求められております。当企業団におきましても、安心安全な水を安定的に供給することを最優先に取り組んでおります。

具体的には、水づくり、水送りに不可欠である薬品の供給、日々の施設の運転管理、維持管理、速やかな復旧が求められる漏水修理等につきまして、受注された業者に対しまして事業継続を依頼し、確保しております。

建設工事や設計を含む業務委託に関しましては、国及び大阪府の対応と同様に、受注者に対しまして感染拡大防止対策の徹底を呼びかけるとともに、受発注者間で協議を行って、工事の一時中止や期間延長、また感染拡大防止対策費用の請負金額変更等の措置を講じることとしております。

その結果、工事で五件、委託業務等で二十件、半月から三か月の期間延長の申出がございました。

また、今年度の新規発注案件におきましては、緊急事態宣言における職員の出勤抑制であったり設計委託の成果品が遅れたことなどから、三十三件、発注時期を見直しましたが、水づくりや水送りに影響のあるものはございませんでした。

令和三年度の事業におきましても、今年度同様、まずは安心安全な水の安定供給に対して最優先で取り組んでまいります。

今後とも、その時々々の状況を踏まえつつ、感染防止

対策を行いながら適切な事業推進に努めてまいります。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 私のほうから、水道用水供給料金の追加の軽減措置に関する御質問にお答えをいたします。

今年度、新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し、府内各水道事業の経営安定化に寄与することを目的に、水道用水供給料金の軽減措置を緊急的な措置として実施いたしました。水道用水供給事業の経営の健全性を確保するため、令和元年度決算の単年度損益が経営戦略策定時と比べて上振れをした三十四億円のうち十七億円を、計画で見込んでいます赤字の補填のために積み立て、残りの十七億円を繰越利益剰余金として今年度の軽減措置の財源とすることといたしました。

軽減措置の実施に当たり、構成団体からは、上振れ分の資金については、一時的な軽減ではなく経営改善に充てるべきといった御意見もあつたことから、現在、構成団体と協議調整の場を設け、危機事象時の水道用水供給料金の減免のあり方に関する意見交換を実施しているところでございます。

そのため、現時点では、追加の軽減措置の実施については検討しておりません。

なお、令和二年度補正予算後の単年度損益は、六億六千五百万円の赤字を見込んでおり、繰越利益剰余金で補填することにより累積の赤字を回避する見込みでございます。

以上でございます。

○畑中議長 福田議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 新型コロナウイルス感染症対策では、明日からワクチン接種が医療従事者から開始されるとのことですが、収束に向けては長い道のりが続きます。引き続き対策を進めていただくとともに、水道供給料金の追加の軽減措置については、引き続きあり方について首長会議等で意見交換をしていただくとともに、決算状況を踏まえ、実施に向け検討することを求め、質問を終わります。

○畑中議長 福田英彦議員の質問が終わりました。

○畑中議長 次に、一問一答方式により、池淵佐知子議員を指名いたします。

(池淵佐知子議員登壇)

○池淵議員 池淵佐知子です。

質問を行います。

まず、第三号議案に含まれる損害賠償請求に係る特別利益等に関連して質問いたします。

せんだつての二月五日の全員協議会の中で概略の説明があり、納期限までに納金がなかったため、督促状を送っているが、今現在、納金はないということでした。請求事業者十二社のうち入札参加資格者登録をしている業者に対しては、令和二年一月七日から一年間の入札参加停止措置をしていますが、既に停止期間は終了しています。また、他の業者については、登録団体ではないため、同措置は取っていないが、今のところ実質的には入札に参加できないと聞いています。このまま納金がない状況では、次の段階、訴訟という手続になるのではないかと考えます。

さきの福田議員の質問に対する答弁で、おおよその流れ、企業団の考えは分かりましたので、発言通告のうち重なる部分を割愛し、二点質問します。

一、今回の請求根拠として、民法第七百九条及び第七百九条第一項が挙げられていますが、独占禁止法

第二十五条は請求根拠にならないのでしょうか。

二点目。また、損害賠償請求に関して、訴訟手続を検討しているとの答弁がありました。請求権の消滅時効はないのか。もしあるとすれば、いつから起算して何年なのかお答えください。

○畑中議長 これより答弁を求めます。

○畑中議長 岡先会計課長。

○岡先経営管理部会計課長 (岡先雅史経営管理部会計課長登壇)

○岡先経営管理部会計課長 お答えいたします。

請求根拠に関しては、顧問弁護士の御意見を伺い、現時点においては、民法第七百九条及び第七百十九条第一項としています。

なお、議員御指摘の独占禁止法第二十五条については、同法第二十六条で、排除措置命令が確定した後でなければ当該請求権を裁判上主張することができないとされており、現在一社が取消訴訟を提起していることから、適用できないと考えております。

また、本件の請求権の消滅時効は、民法第七百二十四条の規定に基づき、不法行為の認知から三年間となっており。なお、企業が本件を認知したのは令和元年十一月二十二日、公正取引委員会の発表によるものです。

以上でございます。

○畑中議長 池淵議員。

(池淵佐知子議員登壇)

○池淵議員 次に、第三号議案、第五号議案中、水道事業統合促進基金取崩しに関連して、以下、数点について続けて質問します。

まず、第三号及び第五号議案において、水道事業統合促進基金の取崩しに係る予算として、第三号議案で七百五十八万七千円、第五号議案で六千三百三十四万三千円を取り崩すとされていますが、それぞれのよう

な事業に充当するのでしょうか。

次に、昨年十一月、令和二年一月二十三日付、大阪広域水道企業団と統合あるいは既に統合することを決定している十四団体を除く二十八団体を対象に実施した水道事業統合促進基金の活用による最適配置案等の策定に係るアンケートに関して、公文書公開請求をしました。その結果、二十八団体中十九団体が最適配置案等の策定を希望し、そのうち企業団との統合希望時期を最短スケジュール令和六年としている団体が十団体、それ以外は七団体、その他、二団体となっており、残り九団体は希望していませんでした。アンケートを踏まえ、具体的にどのような検討を行っているのか、今後のスケジュールと併せて伺います。

また、公文書公開は、一部非公開となっており、最適配置案等の策定を希望している団体名は非公開となっていました。今後公表する予定はあるのか併せて伺います。

また、府域一水道を目指していくには、最適配置案等の策定を希望していない九団体へのアプローチも非常に重要になってくるのではないのでしょうか。これら九団体に対して企業団からのアプローチはどのようにしていくのでしょうか。また、おおさか水道ビジョンでは、おおむね二十年後を目途に府域一水道を目指すと言われていますが、実現可能性はいかがでしょうか。企業団の認識について伺いいたします。

○畑中議長 田村広域連携課長。

(田村武志経営管理部広域連携課長登壇)

○田村経営管理部広域連携課長 お答えいたします。

まず一点目、水道事業統合促進基金の取崩しに係る予算の件でございますが、第三号議案、令和二年度水道事業会計補正予算で計上しております約八百万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏

まえ、企業団の各水道事業において、水道料金の減免を実施したことに伴い必要となりました水道料金のシステム改修費に充てるものでございます。

次に、第五号議案、令和三年度水道事業会計予算に計上しております約六百万円につきましては、水道料金徴収等業務及び水道料金システムに関する調査検討業務など約二千四百万円、最適配置案等の策定業務に約三千七百万円をそれぞれ充当するものでございます。

なお、水道料金システムに関する調査につきましては、現在、水道センター間で統一されていないシステムの統一に向けた検討を、最適配置案等の策定につきましては、企業団と市町村水道事業の統合が実現した場合のメリットについて、希望する十団体の皆様と詳細な検討を行っているところでございます。

次に、二点目、最適配置案等の策定業務に係る検討内容及び今後のスケジュールについてでございますが、企業団と統合検討協議を開始するに当たりましては、まず、統合検討協議に関する覚書を締結する必要があります。しかし、多くの団体から、覚書を締結するか否か判断するための材料をあらかじめ作成してほしいという旨の御意見をいただきましたため、本事業を実施することとしたものでございます。

現在、策定を希望された十九団体のうち、統合に伴う補助金を最大限活用できる令和六年度の統合を視野に入れて十団体と検討協議を行っており、施設の最適配置に伴う事業費の削減額や統合に伴う補助金等の算定及びその効果額を反映した経営シミュレーションを算定することとしております。

これにより、団体の規模にかかわらず、企業団と統合した場合のメリットを定量的にお示しできると考えているところでございます。

企業団といたしましては、この取組を通じて、より多くの団体と統合できるよう検討を進めてまいります。なお、今後スケジュールにつきましては、統合に向けての検討、協議に関する覚書を令和四年一月に締結した上、最短で令和六年四月の統合を予定しているところでございます。

次に、三点目、現在検討協議を行っている団体名の公表の有無及び今後の予定についてでございますが、十団体とは現在自由に意見交換を行いながら検討協議を行っているところであり、十分に精査されていない情報が含まれております。そのため、現時点においては団体名を含めた検討状況についての公表を控えさせていただきます。

今後、具体的な最適配置案の策定状況及びそれに伴う統合効果につきまして、本年四月開催予定の企業団運営協議会におきまして報告した後、企業団ウェブページにて、団体名を含め、その内容を公表いたします。

また、本年秋頃開催予定の同運営協議会で、経営シミュレーションも含めた最終的な検討結果を報告するとともに、その内容についても公表いたします。

最後に四項目、最適配置案策定を希望されていない団体へのアプローチ及び府域一水道実現に係る企業団の認識についてでございますが、議員御指摘のとおり、府域水道事業の全体最適の観点からも、これら団体へのアプローチは非常に重要であると認識しておるところでございます。

しかし、市町村水道事業との統合の進め方につきましては、協議の調った市町村から順次統合を進めることとされておりますため、企業団としましては、まずは十団体との検討協議を着実に進め、統合メリットを構成団体の皆様に丁寧に説明していくことが必要であると考えているところでございます。

その上で、大阪府が設置いたしました大阪市も含む府内全水道事業体が参画する府域一水道に向けた水道のあり方協議会へ引き続き参画し、企業団が中心的役割を果たしながら議論を行っていくことでアプローチを挙げてまいりたいと考えております。

次に、府域一水道実現に係る企業団の認識についてでございますが、府内の水道事業は、水道施設の老朽度や経営状況、自己水源の保有状況など、各団体で事情が異なりますことから、現時点においては企業団との統合について、団体間で緊急度が異なるものの、府域一水道を目指すことについては、府内全市町村の共通の認識でございます。

企業団といたしましては、大阪府とも連携しながら、これらの取組により、できるだけ早く府域一水道が実現できるよう努めてまいります。

○畑中議長 池淵議員。

(池淵佐知子議員登壇)

○池淵議員 御答弁ありがとうございます。

次に、府域一水道に向けた水道のあり方協議会が昨年三月にまとめられました府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書について質問します。

この報告書の中で、広域化の具体的取組として、淀川系浄水場の最適配置の検討が掲げられています。どのような検討が行われたのでしょうか。特に大阪市、守口市、そして企業団の浄水場が近接する三つの庭窪浄水場について、既に大阪市と守口市は令和六年度の共同化開始を目指すと言われていきます。将来的には企業団の庭窪浄水場も共同化していくのではないかと考えますが、現在、大阪市、守口市とどのような検討協議が行われているのか、併せて伺います。

○畑中議長 田村広域連携課長。

(田村武志経営管理部広域連携課長登壇)

○田村経営管理部広域連携課長 御答えいたします。

府内の水需要の約九割を占める淀川系浄水場は、水需要の低下により余力が増加しているところでございます。また、施設の老朽化なども進み、今後、ダウンサイジングを伴う更新が必要となってまいりますことから、府域一水道に向けたあり方協議会におきまして、事業体にとらわれない淀川系浄水場の最適配置について、経済性などを中心に検討を行い、報告書として取りまとめられたところでございます。

淀川系浄水場の最適配置に係る検討では、現在、八つの浄水場を将来的に六つの浄水場に再編した姿を、大阪府水道のあるべき姿と設定の上、各種条件の下で財政効果額のシミュレーションを実施いたしました。

なお、淀川系浄水場の中でも、近接する企業団の庭窪浄水場と大阪市の庭窪浄水場につきましては、将来、一体運用することが前提となっておりますため、現在、その実現の可能性について、技術面や費用面なども含め、大阪市と検討を行っているところでございます。

○畑中議長 池淵議員。

(池淵佐知子議員登壇)

○池淵議員 御答弁ありがとうございます。

今後も効率的、効果的な事業運営について検討、協議を重ねていただきたいと思います。

次に、経営戦略二〇二〇―二〇二九に関連して、三点続けて質問します。

一、管路の更新についてですが、令和二年三月に策定されました経営戦略二〇二〇―二〇二九では、送水施設の整備目標として、現在供用中の管路のうち将来にわたり供用する管路については、八十年間で管路を整備・更新すると記載されています。先日の二月五日

の全員協議会で質問があり、経営戦略に基づいて予算を立てているとの説明があったが、予算資料六ページに書かれている八十年間で管路を整備・更新すると記載されていることについて、この八十年間の起点はいつかという質問に対して、管路については布設し供用を開始したときからおおむね八十年間と答えられたと記憶しています。しかし、当日傍聴されておられました市民団体の方から、同様の質問を以前企業団に対して行ったところ、布設からではなく、今後八十年間で整備・更新することを意味するとの回答を得ているので、どちらが正しいのかという問合せがありました。企業団として、経営戦略二〇二〇―二〇二九に記載されている送水施設の整備目標として、現在供用中の管路のうち、将来にわたり共有する管路については、八十年間で管路を整備・更新すると記載されていることについて、改めてこの考え方について伺います。

次に、耐震化計画についてです。経営戦略二〇二〇―二〇二九は、企業団将来構想の施設整備マスタープランにおける具体的な実行計画という位置づけになっています。その中には、水道用水供給事業、水道事業、工業用水道事業ともに、施設・管路の耐震化についての記述があります。この経営戦略の中で耐震化率の目標値は記載されていますが、その目標に至る耐震化計画が見えませんか。つまり何年度に何をするかという詳細のスケジュールが見えませんか。

平成二十七年六月、厚生労働省健康局水道課が策定し公表している水道の耐震化計画策定指針に沿って早期に耐震化計画を策定し、公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、改良更新事業費について。経営戦略に基づき当初予算等を立てていると思いますが、水道用水供給事業における令和三年度当初予算案の改良更新事業の

推進事業費が、令和二年度と比べて少額となつています。この理由について伺います。経営戦略に沿って予算計上され、事業は進んでいるのでしょうか。お答えください。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 まず、管路の整備・更新の考え方についてお答えをいたします。

企業団の管路は、高度経済成長期に集中して整備されているため、管路の更新に当たりましては、更新基準年数を超えた管を一律に更新するのではなく、耐震性や老朽度、重要度などから優先順位を定め、更新することとさせていただきます。

管路の更新に必要な期間の算出に当たり、現在供用しているそれぞれの管を、更新基準年数に達する年次に更新した場合の更新事業費総額を算出して、その更新事業費を平準化したときに、将来の財源を勘案しながら、どの程度の期間で更新が可能であるかを検討いたしました結果、更新期間を令和二年度から八十年間とさせていただきます。

次に、耐震化計画についてでございます。

経営戦略の策定に当たりましては、老朽化施設の更新や管路を含む全ての施設に関する耐震化の目標や取組などを検討し、施設整備計画としてお示ししております。

具体的には、同戦略におきまして、水管橋の耐震化を三十六橋で実施することや、ポンプ場、浄水池の更新・耐震化を六機場で実施すること、第四次及び第五次拡張事業で整備をした管路の更新に着手することなど、事業計画とともに耐震化率等の目標を示しております。

また、令和五年度の次期計画の策定に当たりまして、水道施設の耐震化方針を織り込み、耐震化計画を含んだ長期計画としてお示ししたいと考えているところでございます。

最後に、令和三年度の予算計上額についてでございます。

令和二年度は、これまで計画に基づき進めてきました千里浄水池更新工事や、千里幹線パイパス管整備などの大規模事業がおおむね完成を迎えましたことから、事業費が大きくなりました。

一方、令和三年度は、新たな大規模工事の着手に向けて、調査や委託など工事の準備を行う必要があるため、令和二年度に比べますと事業費が小さくなっております。

年度によって予算額の増減はございますが、経営戦略に基づいた予算を計上してございます。

以上でございます。

○畑中議長 池淵議員。

(池淵佐知子議員登壇)

○池淵議員 最後に二点質問通告しておりますが、同じ職員に關することですので、続けて質問させていただきます。

まず、職員定数条例の一部改正について。

条例改正前の企業団の職員定数は六百二十一人であり、統合団体の職員定数を七十一人加え、合計六百九十二人に改正することです。では、四団体の職員のうち身分移管予定人数は何人で、それは四団体の水道事業に係る職員全員なのでしょうか。身分移管により四団体の水道事業を引き継ぐ企業団として十分な人員配置になるのでしょうか、お尋ねします。

次に、職員の給与の種類及び基準に關する条例の一部改正に關して。

経過措置を設けることとしている給与の減額とは具体的に何を指すのでしょうか。統合団体が独自にこれまで行っている給与カットも引き継ぐのでしょうか。また、身分移管後、既存の企業団職員と同じ給与体系、給与額になるのでしょうか、お答えください。

○畑中議長 小島総務課長。

(小島謙一 経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 条例改正に係る二点の質問にお答えいたします。

まず、職員定数条例の一部改正に関してでございます。現在、統合予定の四団体との間で、職員の身分移管に関する手続を行っております。最終的な身分移管職員の数というのはまだ確定しておりませんが、およそ七割程度となる予定でございます。統合予定の水道事業に在籍する職員全員ということではございませんので、身分移管の職員だけでは十分な人員配置とはなりません。不足する人員につきましては、統合元の市町からの職員の派遣もしくは企業団職員の配置により対応してまいります。

四つの水道事業を開始する際は、お客様サービスを維持するため、統合する水道事業の現行体制を基本的に引き継ぐこととしており、現行の職員数を基本に適正な人員配置を行ってまいります。

次に、二点目でございます。職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に関しての御質問についてお答えいたします。

経過措置を設ける給与の減額とは、具体的には、職員に欠勤等があった場合、その欠勤時間分の給与を減額することなどを指しております。例えば、職員に欠勤などがあつたときは、一般に、翌月の給与支給時に欠勤時間分の給与を減額して支給いたします。しかし、

統合前の最後の月に当該団体が欠勤などがあつた場合、その翌月は、統合前の市町では当該職員に給与を支給いたしませんので、減額ができません。そこで、企業団において支給する給与から減額するというものを規定したものです。

したがいまして、議員から御確認がございました各市町が施策として独自に行う給与カットを引き継ぐものではございません。

なお、身分移管後の職員の給与でございますが、今回統合する四団体と当企業団は共に国家公務員の行政職俸給表に準じた給料表を適用しております。身分移管する職員には基本的に身分移管前の給料と同額の給料月額を支給するとともに、企業団の給与制度を適用することとなります。

○畑中議長 池渕佐知子議員の質問が終わりました。

以上で、通告の質疑及び質問は終了しました。

これをもって、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

○畑中議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

なお、再開の時刻は後ほど御連絡いたします。

(午後二時四十六分休憩)

(午後三時二分再開)

○畑中議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

これより日程第七の議案六件に対する討論に入ります。

通告がありますので、指名いたします。

○畑中議長 池渕佐知子議員。

(池渕佐知子議員登壇)

○池渕議員 池渕佐知子です。

議案第三号から第六号について、一括して賛成の立

場で討論いたします。

まず、耐震化計画については、さきに述べました厚生労働省策定の水道の耐震化計画等策定指針の中では、現在有している更新計画等を基本として、重要給水施設に供給するラインを優先して更新するなどの水道施設全体の耐震性を効率的、効果的に高める耐震化方針を織り込むことで、耐震化を考慮した更新計画を策定でき、これを耐震化計画とすることができると。そして、このように、耐震化計画は独立した計画でなくとも、耐震化の視点を盛り込んだ更新計画や整備計画でもよいとなつていくことから、これらを含め、施設整備マスタープランや経営戦略を策定していると聞きしました。しかし、耐震化計画に沿って事業が進められているかチェックする際、とても分かりにくいと感じています。今回も、そのため、細かいところまで質問させていただきます。

令和五年度の次期計画の策定に当たっては、耐震化方針を盛り込み、耐震化計画を含んだ長期計画として示したいとの答弁でしたが、どこに耐震化計画が書かれているのか、市民が見ても分かるように記載するよう工夫することを求めています。

同様に、企業団の予算書のどこに耐震化計画や経営戦略に沿った事業が書かれ、その事業予算は幾らかというところがとても分かりにくいです。計画行政が求められる、計画に沿った予算計上、事業遂行がされているか、決算審査はもちろんのこと、予算審査についてもしっかりと議会としてチェックできるように予算資料作成を求めます。

次に、損害賠償請求の件について。損害賠償請求の請求権消滅時効は、不法行為を認知した令和元年十一月二十二日の公正取引委員会の発表から三年間とのこと。この場合、独占禁止法第二十六条で排除措

置命令が確定した後でなければ請求権を裁判上主張できないとされていることから、一社がまだ取消訴訟を提起しているので、今できないということでしたが、先ほど述べましたように、消滅時効が三年となっており、一社を除く十一社に対して訴訟提起できないのかということも含めて検討し、決して時期を逸しないようすることを強く求めて、意見いたします。

○畑中議長 以上で、通告による討論は終了しました。これをもって討論を終結いたします。

これより日程第七の議案六件につきまして採決に入ります。

議案第一号から第六号まで、大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件外五件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の議案六件につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑中議長 御異議なしと認めます。よって、以上の議案六件は原案のとおり可決されました。

○畑中議長 これで、本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和三年二月定例会を閉会いたします。

午後三時七分 閉会

議長	畑中 讓
副議長	永谷 幸弘
議員	西田 いく子
議員	井上 浩一